ICT活用工事実施要領の制定及び改定について(お知らせ)

このことについて、新たにICT活用工事(コンクリート堰堤工)の実施要領を定めます。 また、下記の土木工事系工種の実施要領を改定します。

記

- 1 新たに制定する実施要領 ICT活用工事(コンクリート堰堤工)実施要領
- 2 改定する実施要領
- (1) ICT活用工事(土工) 実施要領
- (2) ICT活用工事(土工1000m3未満)実施要領
- (3) I C T 活用工事 (小規模土工) 実施要領
- (4) ICT活用工事(作業土工(床掘)) 実施要領
- (5) ICT活用工事(付帯構造物設置工)実施要領
- (6) ICT活用工事(舗装工) 実施要領
- (7) ICT活用工事(舗装工(修繕工)) 実施要領
- (8) ICT活用工事(法面工) 実施要領
- (9) ICT活用工事(地盤改良工) 実施要領
- (10) I C T 活用工事(基礎工) 実施要領
- (11) ІСТ活用工事(構造物工(橋梁上部)) 実施要領
- (12) I C T活用工事(構造物工(橋脚·橋台)) 実施要領
- (13) ICT活用工事(擁壁工)実施要領
- 3 施行日

この要領は、令和6年7月1日から施行する。

問い合わせ先

- ・要領及び積算に関すること 技術管理課 設計基準担当 TEL 088-823-9826 内線 9826
- ・施工管理・監督・検査に関すること技術管理課 技査担当 TEL 088-823-9825 内線 9825
- ・入札・契約に関すること土木政策課 契約担当 TEL 088-823-9813 内線 9813